

# 独立行政法人気象研究所法案要綱

## 第一 総則

### 一 研究所の目的

独立行政法人気象研究所（以下「研究所」という。）は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うことにより、気象業務に関し、その健全な発達に資する技術の向上を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（第三条関係）

### 二 資本金

研究所の資本金について所要の規定を設けること。

（第五条関係）

## 第二 役員及び職員

### 一 研究所の役員の数、職務及び権限、任期等について所要の規定を設けること。

（第六条から第八条まで関係）

### 二 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を、その職を退いた後も含めて漏らし、又は

盗用してはならないものとする。

(第九条関係)

三 研究所の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

(第十条関係)

### 第三 業務等

#### 一 業務の範囲

研究所は、第一の一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 3 1の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(第十一条関係)

#### 二 積立金の処分

研究所の積立金の処分について所要の規定を設けること。

(第十二条関係)

### 第四 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とすること。

(第十三条関係)

#### 第五 特に必要がある場合の気象庁長官の要求

気象庁長官は、気象、地象又は水象に係る異常な現象が発生した場合において、災害の予防、交通の安全の確保又は産業の発展のため特に必要があると認めるときは、研究所に対し、第三の一の1又は2の業務のうち必要な業務の実施を求めることができるものとする。

(第十四条関係)

#### 第六 罰則

所要の罰則規定を設けること。

(第十五条及び第十六条関係)

#### 第七 附則

##### 一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年一月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

## 二 経過措置

職員の引継ぎ等、研究所職員となる者の職員団体についての経過措置、権利義務の承継等について所要の規定を設けること。

（附則第二条から第九条まで関係）

### 三 関係法律の整備

関係法律について所要の整備を行うこと。

（附則第十条から第十四条まで関係）